

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、「Making Things Happen for a world that works together」を企業理念として掲げ、モノや人がつながり、それぞれの価値が増幅しあい、想像を超える未来が次々と生まれていく世界の実現を目指しております。通信、クラウド、AIといった技術を誰もが使えるようにすることで、社会をよりよく変革することをミッションとしております。

このビジョンを実現するためには、持続的な成長と中長期的な企業価値向上が必要不可欠であり、お客さま、株主さま、取引先さま、従業員、地域社会等、当社を取り巻く全てのステークホルダーとの対話、共創を通じて社会的課題に積極的に取組むことで、「Making Things Happen for a world that works together」の実現に貢献していきたいと考えています。コーポレート・ガバナンスの強化は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための重要な課題であると認識しており、経営の透明性、効率性、健全性を確保・強化させていく必要があると認識しております。具体的には、法令等の遵守、適時適切な情報開示、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の強化に加え、経営監視体制の充実を図っております。

また、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、行動指針である「SORACOM Leadership Statement」に基づき、企業運営を行っております。この「SORACOM Leadership Statement」は、採用面談、入社時研修、日常業務、評価の全ての場面での判断の基軸となっており、役職員はこれを実践することが求められています。

この経営理念及び行動指針のもと、取締役及び全従業員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行し、企業活動を行うことにより、子会社等を含むグループ全体でのコーポレート・ガバナンスの強化を進め、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現していきます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

| 氏名又は名称                                           | 所有株式数(株)   | 割合(%) |
|--------------------------------------------------|------------|-------|
| KDDI株式会社                                         | 19,201,109 | 42.13 |
| Wil Ventures III, L.P.<br>(常任代理人みずほ証券株式会社)       | 3,261,200  | 7.15  |
| 玉川 憲                                             | 2,980,240  | 6.54  |
| 船渡 大地                                            | 2,933,250  | 6.44  |
| 株式会社日本カストディ銀行                                    | 2,082,900  | 4.57  |
| 安川 健太<br>(常任代理人みずほ証券株式会社)                        | 1,129,000  | 2.48  |
| THE BANK OF NEW YORK 133652<br>(常任代理人 株式会社みずほ銀行) | 998,700    | 2.19  |

支配株主(親会社を除く)の有無

KDDI株式会社

親会社の有無

なし

株主の上位8～12位（所有株式数各962,400株、割合各2.11%）は同順位のため以下に記載しております。

セコム株式会社  
ソースネクスト株式会社  
ソニーグループ株式会社  
株式会社日立製作所  
日本瓦斯株式会社

3. 企業属性

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 グロース         |
| 決算期                 | 3 月             |
| 業種                  | 情報・通信業          |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満    |
| 直前事業年度における（連結）売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満           |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主は、関連当事者にあたり、関連当事者取引管理規程に基づき、年間取引金額が1百万円以上となる新たな取引については事業計画決議時又は取引開始前に取締役会において事業上の必要性、取引条件の妥当性を検討のうえ、承認を得ることとしております。さらに、事業年度をまたいで継続する取引についても、事業計画決議時の取締役会において事業上の必要性、取引条件の妥当性を報告することで、適切に牽制する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |            |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

[取締役関係]

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 8 名    |
| 定款上の取締役の任期             | 1 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 6 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 3 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名    |

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 入山 章栄 | 学者       |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 伊佐山 元 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 高岡 美緒 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

## 会社との関係(2)

| 氏名    | 監査等<br>委員 | 独立<br>役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|-----------|----------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入山 章栄 | ○         | ○        | —            | グローバル経営を専門分野とする研究者としての専門的かつ豊富な経験・実績と幅広い見識を有していることから、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を期待し選任しています。なお、社外取締役入山章栄と当社との間には、資本的関係、取引関係等において特別な利害関係はないことから、独立性は確保されており、一般株主との利益相反の恐れが無いと判断し、独立役員として選任しております。                                                                                                                                          |
| 伊佐山 元 | ○         | ○        | —            | World Innovation Lab のGeneral Partner & CEOとして、ベンチャーキャピタル事業における長期の職務経験と他の会社における役員としての豊富な経験及びそれらを通じて培われた幅広い見識を有しており、経営全般及び企業投資に関する助言・提言を期待して選任しています。なお、World Innovation Labの、同III号ファンドであるWiL Ventures III, L.P.は、当社の普通株式を3,261,200株保有していますが、その他、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はないことから、独立性が確保されており、一般株主との利益相反の恐れが無いと判断し、独立役員として選任しております。 |
| 高岡 美緒 | ○         | ○        | —            | 投資銀行業務及びベンチャー投資を専門分野とする実務家としての専門的かつ豊富な経験・実績と、コーポレートガバナンス及び資本市場に関する幅広い見識を有していることから、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を期待し選任しています。なお、社外取締役高岡美緒と当社との間には、資本的関係、取引関係等において特別な利害関係はないことから、独立性は確保されており、一般株主との利益相反の恐れが無いと判断し、独立役員として選任しております。                                                                                                            |

## 【監査等委員会】

## 委員構成及び議長の属性

|        |         |          |          |         |
|--------|---------|----------|----------|---------|
| 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|--------|---------|----------|----------|---------|

|        |   |   |   |   |       |
|--------|---|---|---|---|-------|
| 監査等委員会 | 3 | 0 | 0 | 3 | 社外取締役 |
|--------|---|---|---|---|-------|

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり |
|----------------------------|----|

#### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査等委員会の要請に応じ、担当者2名に監査業務を補助させております。当該補助人については、職歴に鑑みて適切な人材選出がなされているものと思料いたします。また、監査等委員及び補助人の業務分担は、監査等委員が直接聴取等により関与する項目と、補助人によるサポートを踏まえて最終的な確認や監査指示を行う項目に分けており、監査計画立案時に監査項目ごとに棲み分けを行っております。

#### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、意見交換、および課題・改善事項等の情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

### [任意の委員会]

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |
|----------------------------|----|

#### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

|                  | 委員会の名称  | 全委員 (名) | 常勤委員 (名) | 社内取締役 (名) | 社外取締役 (名) | 社外有識者 (名) | その他 (名) | 委員長 (議長) |
|------------------|---------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|---------|----------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬委員会 | 3       | 0        | 1         | 2         | 0         | 0       | 社外取締役    |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬委員会 | 3       | 0        | 1         | 2         | 0         | 0       | 社外取締役    |

#### 補足説明

当社は取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会を設置しております。同委員会は代表取締役社長、社外取締役（監査等委員）2名で構成しており、取締役が受ける報酬等の方針や取締役の個人別の報酬等の内容を審議のうえ、取締役会に答申することとしております。

### [独立役員関係]

|         |    |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 3名 |
|---------|----|

#### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

### [インセンティブ関係]

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

#### 該当項目に関する補足説明

当社グループの継続的な成長および中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

#### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の従業員

#### 該当項目に関する補足説明

当社グループの業績と当社グループの役職員等の受ける利益とを連動させることにより、対象者にインセンティブを与え、当社グループの業績を向上させることを目的とし、ストックオプションを付与しています。

#### [取締役報酬関係]

#### (個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の記載はしておりません。

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2023年3月期より、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会を設置しております。同委員会は代表取締役社長、社外取締役(監査等委員)2名で構成しており、取締役が受ける報酬等の方針や取締役の個人別の報酬等の内容を審議のうえ、取締役会に答申することとしております。

#### [社外取締役のサポート体制]

社外取締役に対しては、取締役会の開催日程および議題についてあらかじめ連絡することに加え、事前に議案資料を配布することで、案件への理解を促進し、取締役会における議論の活性化を図っています。  
また、取締役会以外の場においても、事業戦略・経営状況について、集中討議及び四半期毎の全社集会への適宜参加を通じ、情報提供を行っています。  
さらに、社外取締役は監査等委員でもあることから、独立性を保ちつつ、情報収集力の強化を図ることができるよう、会計監査人から社外取締役に対して、監査結果の説明も実施しています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

#### (a)取締役会

取締役会は取締役6名(うち社外取締役3名)で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会は月1回定期的に開催され、担当取締役より業務報告が実施されております。

なお、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

本書提出日現在における議長及び構成員並びに出席者の氏名は以下のとおりであります。

議長:代表取締役社長 玉川憲

構成員:安川健太、野口一宙、高岡美緒、入山章栄、伊佐山元

#### (b)監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成されております。各監査等委員は取締役会への出席、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。各監査等委員は、監査等委員会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の



業務執行状況を監査し、また、監査等委員会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。  
本書提出日現在における議長及び構成員並びに出席者の氏名は以下のとおりであります。

議長・監査等委員長 高岡美緒  
構成員・入山章栄、伊佐山元

(c)指名報酬委員会  
当社の指名報酬委員会は、個別報酬の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を充実させることを目的とし、2023年3月期より取締役会の諮問機関として設置しております。指名報酬委員会は、代表取締役社長1名、社外取締役（監査等委員）2名で構成され、役員の報酬等の重要な事項について定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行っております。

(d) 内部監査  
当社の内部監査は、原則として子会社を含むグループ全部門に対して実施することとしており、Business Development（1名）、Engineering（1名）及びHQ Admin（1名）が実施しております。それぞれ自己監査にならないよう、担当者を分けて監査を実施しておりますが、それぞれの専門領域はサポートするなど実効性のある監査に努めております。  
内部監査結果は代表取締役に報告され、被監査部門への改善指示、改善状況に対するフォローアップの実施により、その実効性を担保しております。

(e)リスクマネジメント・コンプライアンス委員会  
当社はリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づきリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、各部門の責任者又はこれらに相当する者で構成され、リスクマネジメントの全社的推進とリスクマネジメントに必要な情報の共有化、コンプライアンスに関する事項の協議を行い法令等の遵守の状況について情報共有を図ることを目的としております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は四半期に1度定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

(f)会計監査人  
当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査等委員会が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査等委員会設置会社を採用しております。また、社長直属の内部監査担当者を任命し、適時に連携を図ることにより企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。またコンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                                              | 補足説明                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送                                | 株主の議案検討時間を十分に確保するため、早期の招集通知発送に努めており、原則開催の3週間前までに招集通知を發出しております。                                                                                                                                                                                                                       |
| 集中日を回避した株主総会の設定                              | 株主総会につきましては、有価証券報告書と株主総会の一体化開示に的確に対応し、株主・投資家の皆さまに有価証券報告書の内容を事前に十分ご確認いただく時間を確保するため、2026年3月期より株主名簿の基準日を従来の3月31日から4月30日に変更いたしました。これに伴い、株主総会の開催時期についても従来の6月下旬から7月下旬へ変更しております。<br>また、開催時期の変更により、より多くの株主の皆さまにご出席いただきやすい環境の整備を図るとともに、株主の皆さまとの対話機会を一層充実させるため、第13期定時株主総会よりバーチャル株主総会を実施しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使                               | 株主総会においてインターネットによる議決権の行使の方法を採用しております。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 今後検討すべき事項と考えております。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 招集通知（要約）の英文での提供                              | 招集通知（要約）の英文での提供を実施しております。                                                                                                                                                                                                                                                            |

2. IRに関する活動状況

| 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|------|---------------|
|      |               |

|                         |                                                                                  |    |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | ディスクロージャーポリシーについては、当社ホームページ上のIR専用ページにて公表しております。                                  |    |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 個人投資家向けの説明会を開催しております。定期的な開催については、状況に応じて検討する予定です。                                 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 定期的にアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。                                                  | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催       | 海外投資家向けに定期的説明会を開催しております。                                                         | あり |
| IR資料のホームページ掲載           | 当社のホームページ上のIR専用ページにて、決算短信、有価証券報告書、半期報告書、その他開示資料を適時掲載しております。                      |    |
| IRに関する部署（担当者）の設置        | 適時開示の責任者はFinance&Accounting部門責任者であり、IRに関する部署はFinance & Accounting部門を担当部署としております。 |    |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社グループは、「Making Things Happen for a world that works together」を企業理念として掲げ、通信・クラウド・AIといった技術を誰もが使えるようにすることで、社会をよりよく変革することをミッションとしております。<br>このビジョンを実現するためには、持続的な成長と中長期的な企業価値向上が必要不可欠であり、お客さま、株主さま、取引先さま、従業員、地域社会等、当社を取り巻く全てのステークホルダーとの対話、共創を通じて社会的課題に積極的に取り組むことで、「Making Things Happen for a world that works together」の実現に貢献していきたいと考えています。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 当社グループは「Making Things Happen for a world that works together」を企業理念として掲げ、通信・クラウド・AIといった技術の民主化を通じて、モノや人がつながり、それぞれの価値が増幅し合う社会の実現を目指しております。当社の技術やサービスがお客さまの事業に貢献することで、エネルギー利用の効率化を含めた社会的課題の解決に向けたCSR活動を成しており、世界をよりよい場所にしています。                                                                                                               |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 株主・投資家の皆さまとの信頼関係の構築を経営の最重点事項と位置づけ、企業価値経営の実践、積極的な情報開示、コミュニケーションの充実に対応すべく、フェアディスクロージャーポリシーを制定しております。                                                                                                                                                                                                                                      |

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i. 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
  - ii. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - iii. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
  - iv. 監査等委員は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
  - v. 社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下、「内部通報制度」という。）を構築する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
  - i. 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
  - ii. 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i. HQ Adminがリスク管理を主管し、リスク管理規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。リスクが顕著化した場合又はリスクが顕著化する恐れがある場合、リスク管理規程に基づき迅速に対応する。
  - ii. 監査等委員会及び内部監査担当は、リスクマネジメント体制の実効性について監査する。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i. 取締役会規則に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行について協議・検討する。
  - ii. 取締役会規則、組織規程、業務分掌規程、決裁権限規程等に基づき、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織体制を構築する。
- (e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。

- ii. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- iii. 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。
- (f) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、ミッション、バリューを共有し、当社グループ内の経営資源を最大限に活用し、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、以下の措置を講じる。
  - i. 適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保する。
  - ii. 上記(c)の損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
  - iii. 当社の内部監査担当者は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役報告するとともに、監査等委員及び会計監査人とも共有する。
- (g) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - i. 監査等委員は、監査等委員の指揮命令に服する使用人（以下、「監査等委員の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
  - ii. 監査等委員の補助者は、監査等委員の指揮命令に従い、監査等委員会監査に必要な情報を収集する。
  - iii. 監査等委員の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査等委員の事前の同意を必要とする。
  - iv. 監査等委員の補助者は、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換に参加することができる。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。
- (h) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制
  - i. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員に報告する。
  - ii. 取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- (i) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告するための体制
  - i. 子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ii. 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査等委員に報告する。
  - iii. 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査等委員に依頼することができる。
- (j) 監査等委員の職務の遂行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査等委員が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査等委員は担当の役員に事前に通知するものとする。
- (k) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - i. 監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
  - ii. 監査等委員は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行う。
  - iii. 監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
  - iv. 監査等委員は、定期的に内部監査担当者と意見交換を行い、連携の強化を図る。
- (l) 財務報告の信頼性を確保するための体制  
内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。
- (m) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - i. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内周知・明文化している。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
  - ii. HQ Adminを反社会的勢力排除の責任部門と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行う。
  - iii. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、常に社会的常識を備えた行動を心がけ、社会的に批判される反社会的勢力とは一切の関係を遮断するため、当社グループにおける方針・基準として「反社会的勢力排除に関する規程」を定めております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、反社会的勢力排除に関する規程に基づき、所管部署はHQ Admin部門として、運用を行っております。

具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、毎年一回取引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。また、取締役については年に一回の改選時、社員については採用前に加え、採用後も年に一回調査を行っております。

## V その他

### 1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。



